

令和7年度

特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園）実地指導事前調書

年度を変更

提出日

ふりがな 設置者の名称 (法人等)	
ふりがな 代表者の氏名	

ふりがな 施設の名称						
施設の種類						
ふりがな 施設長の氏名						
施設の所在地	(〒 -) (電話番号) (FAX番号) (E-Mail)					
確認年月日	年 月 日					
利用定員の 内訳	1号	2号	3号	0歳児	1・2歳児	計
	人	人	人	人	人	人
在籍児童数 (提出日直近1日時点)	1号	2号	3号	0歳児	1・2歳児	計
	人	人	人	人	人	人
資料作成者 職・氏名	職名		氏名			

実地指導事前点検表＜特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園)用＞

※点検欄の○×の該当する方にチェックを入れてください。(「□」を「■」にしてください。)

※黒く塗りつぶしている項目は、幼稚園及び幼稚園型認定こども園では確認の対象外とします。

項目	点 検 事 項	根拠法令等※	点 検 欄	実地指導時点検書類
I 確認基準				
1 利用定員				
(1) 利用定員	利用定員が一定以上(20人以上)で、教育・保育給付認定区分ごと(3号は0歳と1、2歳の内訳含む)の利用定員が定められているか。 ※特定教育・保育施設:20人以上、小規模A型:6人以上19人以下	確認基準条例第3条(国基準第4条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第37条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	
2 内容及び手続の説明及び同意				
(1) 重要事項の説明	①あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担、その他利用申込者の教育・保育の選択に資する重要事項を記した文書または電磁的方式(インターネットやCD-ROM等)による交付によって明示して説明を行い、同意を得ているか。 ②施設内で見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(インターネット)により、公衆の閲覧に供しているか。	確認基準条例第3条(国基準第5条、国基準第23条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第50条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・重要事項説明書(入園案内)
(2) 選考方法の明示等	利用申込みが利用定員を超える場合、選考の方法をあらかじめ明示した上で、選考をおこなっているか。また、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設の紹介等を行っているか。	確認基準条例第3条(国基準第6条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第39条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・運営規程(園則)
(3) 特定教育・保育の提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。(5年間保存)	確認基準条例第3条(国基準第12、34条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第50条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・園日誌
3 あっせん、調整及び要請に関する協力				
(1) 応諾義務	利用者の申込、市町村の利用調整等に対して特段の理由なく拒否するなどの事例がないか。	確認基準条例第3条(国基準第6条、国基準第7条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第4条、国基準第4条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	
4 小学校等との連携				
(1) 連携、交流	特定教育・保育の提供の終了に際し、子どもに係る情報の提供を行い、小学校、特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行うもの、その他の機関との密接な連携に努めているか。 ※特定地域型保育事業の場合は、小学校を除く	確認基準条例第3条(国基準第11条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第42条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	
(2)-1 連携施設の設置	連携協力を行う認定こども園、幼稚園、保育所を連携施設として設定しているか。(令和6年度末までの経過措置あり) ※特定地域型保育事業のみ対象(居宅訪問型保育事業は、連携する障がい児入所施設を確保する)	確認基準条例第3条(国基準第42条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	
(2)-2 連携内容	連携施設と下記の連携内容を確保しているか。 ・集団保育を体験させるための機会や相談・助言 ・職員が病気等により保育を提供できない場合の代替保育 ・特定地域型保育の提供終了後に連携施設で教育・保育を提供すること ※特定地域型保育事業のみ対象	確認基準条例第3条(国基準第42条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	
5 職員配置				
(1) 勤務体制の確保	適切な特定教育・保育及び特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めているか。	確認基準条例第3条(国基準第21条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第47条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・勤務シフト表(クラス担任表)
(2) 研修機会の確保	職員の資質向上のために研修の機会を確保しているか。	確認基準条例第3条(国基準第21条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第47条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・研修計画 ・研修報告書
6 特定教育・保育の取扱方針、評価等				
(1) 取り扱い方針	施設の形態に応じた特定教育・保育を実施しているか。 ・幼保連携型認定こども園:幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園:幼稚園教育要領及び保育所保育指針(ただし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容も踏まえること) ・幼稚園:幼稚園教育要領 ・保育所:保育所保育指針	確認基準条例第3条(国基準第15条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第44条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・全体的な計画等
(2)-1 心身の状況等の把握	子どもの心身の状況や置かれている環境、他の特定・教育保育施設等の利用状況などの把握に努めているか。	確認基準条例第3条(国基準第10条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第41条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	
(2)-2 相談及び援助	子どもの心身の状況等の把握に努め、子どもや保護者への相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行っているか。	確認基準条例第3条(国基準第17条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第50条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	
(3)-1 自己評価	提供する特定教育・保育の質について、自己評価を行い、常にその改善を図っているか。	確認基準条例第3条(国基準第16条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第45条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・自己評価表
(3)-2 外部評価	園を利用する保護者その他園の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るように努めているか。(努力義務) ※特定地域型保育は、定期的な外部の者による評価とする。	確認基準条例第3条(国基準第16条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第45条)(特定地域型) ※公表に関しては、施設及び事業類型により根拠法令が異なります。	□ ○ ・ □ ×	・外部評価記録(保護者アンケート等の実施記録等)
(4) 虐待等の禁止	職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為(暴行、わいせつな行為、ネグレクト、著しい暴言、著しい拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動)その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	確認基準条例第3条(国基準第25条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第50条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	
(5) 秘密保持等	業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられているか。また、情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	確認基準条例第3条(国基準第27条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第50条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・個人情報保護規程等 ・個人情報に関する同意書

項目		点 検 事 項	根拠法令等※	点 検 欄	実地指導時点検書類
7 運営規程、苦情解決					
(1)	運営規程	施設の運営についての重要事項に関する下記の内容を定めているか。 ①施設・事業の目的及び運営方針 ②提供する特定教育・保育及び特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育及び特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日(1号認定の定員を定めている施設は学期を含む) ⑤利用者負担額、その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥支給認定区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項(選考方法を含む) ⑧緊急時等の対応方法(事故発生時や防犯) ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	確認基準条例第3条(国基準第20条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第46条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・運営規程(図則)
	苦情への対応	①苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等、必要な措置を講じているか。 ②苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。(5年間保存)	確認基準条例第3条(国基準第30条、国基準第34条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第49条、国基準第50条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・苦情対応記録 ・苦情対応体制
8 地域との連携等					
(1)	連携・交流	地域住民またはその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	確認基準条例第3条(国基準第31条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第50条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	
9 事故発生の防止及び発生時の対応					
(1)	事故防止及び安全対策	①事故が発生した場合の対応及び報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備しているか。	確認基準条例第3条(国基準第32条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第50条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・事故防止ガイドライン等 ・事故対応ガイドライン等 ・研修計画
		②事故が発生した場合または事故に至る危険性がある事態が生じた場合の報告、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備しているか。		□ ○ ・ □ ×	
		③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行っているか。		□ ○ ・ □ ×	
(2)	事故発生時の対応	事故が発生した場合、速やかに市、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。また、事故の状況及び事故の際にとった処置について記録しているか。(5年間保存)	確認基準条例第3条(国基準第32条、国基準第34条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第50条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	・事故発生時の記録簿
10 会計区分					
(1)	会計の管理	特定教育・保育の事業会計をその他の事業の会計と区分しているか。	確認基準条例第3条(国基準第33条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第50条)(特定地域型)	□ ○ ・ □ ×	

項目	点 検 事 項	根拠法令等※	点 検 欄	実地指導時点検書類
Ⅱ 給付費確認基準				
1 賃金改善(処遇改善等加算Ⅰ)について				
(1)	賃金改善の具体的方法	賃金改善実績報告書のとおり賃金改善が行われているか。また、賃金改善の方法について職員に対し内容が周知されているか。 処遇改善加算等通知	☐ ○ ・ ☐ ×	賃金改善実績報告書 給与・賃金台帳
(2)	対象年度の賃金総額		☐ ○ ・ ☐ ×	
(3)	基準年度の賃金総額		☐ ○ ・ ☐ ×	
(4)	法定福利費等の事業主負担増加額		☐ ○ ・ ☐ ×	
(5)	前々年度の追加支給額		☐ ○ ・ ☐ ×	
2 賃金改善(処遇改善等加算Ⅱ)について				
(1)	賃金改善の実施	加算認定申請書(処遇改善等加算Ⅱ)の人数Aと人数Bの対象者に対し賃金改善計画書のとおり毎月手当が支給されているか。また、賃金改善の方法について職員に対し内容が周知されているか。 ・人数A 月額4万円(施設が必要とするときは、1人以上を4万円、その他は月額5千円以上月額4万円未満とする可) ・人数B 月額5千円 処遇改善加算等通知 処遇改善等加算FAQ	☐ ○ ・ ☐ ×	賃金改善実績報告書 給与・賃金台帳 発令簿 就業規則等
(2)	賃金改善の対象者		☐ ○ ・ ☐ ×	
(3)	就業規則等の規定		☐ ○ ・ ☐ ×	
(4)	前々年度の追加支給額		☐ ○ ・ ☐ ×	
3 賃金改善(処遇改善等加算Ⅲ)について				
(1)	賃金改善の実施	賃金改善の方法について職員に対し内容が周知されているか。 ・改善の3分の2以上の額は毎月決まって支払われる手当として支給しているか。 処遇改善加算等通知 処遇改善等加算FAQ	☐ ○ ・ ☐ ×	賃金改善実績報告書 給与・賃金台帳
(2)	賃金改善の対象者		☐ ○ ・ ☐ ×	
(3)	前々年度の追加支給額		☐ ○ ・ ☐ ×	
4 公定価格の加算(3月加算以外)について				
(1)	公定価格の加算	申請した加算の要件を満たしているか。 給付費確認基準通知	☐ ○ ・ ☐ ×	公定価格加算・調整 項目申請書 雇用状況表 出勤簿 職員シフト表
(2)	公定価格上求められる職員数		☐ ○ ・ ☐ ×	
5 公定価格の加算(3月加算)について				
(1)	公定価格の加算	申請した3月加算の要件を満たしているか。 給付費確認基準通知	☐ ○ ・ ☐ ×	公定価格加算・調整 項目申請書 雇用状況表 出勤簿 職員シフト表
6 施設型給付費の額に係る通知について				
(1)	施設型給付費の額の通知	法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、施設型給付費の額を通知しているか。(私立保育所は除く) 確認基準条例第14条(特定教育・保育) 確認基準条例第50条(特定地域型)	☐ ○ ・ ☐ ×	
7 利用者負担額について				
(1)	利用者負担額	子ども・子育て支援法施行細則第3条 確認基準条例第3条(国基準第13条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第43条)(特定地域型) 市算定の利用者負担額を保護者から徴収しているか。(私立保育所は除く)	☐ ○ ・ ☐ ×	保育料徴収簿等
(2)	特定負担額(上乗せ徴収)	特定教育・保育及び特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払いを受ける場合、保護者へ事前説明を行い、書面での同意を得ているか。 確認基準条例第3条(国基準第13条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第43条)(特定地域型)	☐ ○ ・ ☐ ×	重要事項説明書(入園案内) 運営規程(園則) 上乗せ徴収に関する同意書
(3)	実費徴収	特定教育・保育及び特定地域型保育において提供される費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを受ける場合、保護者へ事前説明を行い、同意を得ているか。 ※同意は文書によることを要しない。 確認基準条例第3条(国基準第13条)(特定教育・保育) 確認基準条例第3条(国基準第43条)(特定地域型)	☐ ○ ・ ☐ ×	重要事項説明書(入園案内) 運営規程(園則)

項目	点 検 事 項	根拠法令等※	点検欄	実地指導時点検書類
----	---------	--------	-----	-----------

※根拠法令等
▼松山市条例・規則等

交付年月日	正式名称		省略表記
令和6年3月19日	条例第29号	松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	確認基準条例
平成27年3月31日	規則第44号	松山市子ども・子育て支援法施行細則	子ども・子育て支援法施行細則

▼関係法令、告示等

交付年月日	正式名称		省略表記
平成26年4月30日	内閣府令第39号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	確認基準
平成27年3月31日	内閣府告示第49号	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	給付費確認基準
令和6年5月19日	こ成保38	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について	給付費確認基準通知
令和7年4月11日	こ成保296・7文科初第250号	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について	処遇改善加算等通知
令和5年10月30日	国FAQ	技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)に関するよくあるご質問への回答	処遇改善等加算FAQ